

令和8年度県政情報プロモーション業務委託 仕様書等に関する質問への回答

No	仕様書等 該当頁	質問	回答
1	募集要項 P4	撮影込みの動画の場合、撮影はどこでできそうか。想定される場所はどこか。	具体的な撮影場所について現時点では想定していません。 制作する動画の内容や趣旨に応じて撮影の有無や、適切な撮影場所について契約後、県と協議のうえ決定することを想定しています。
2	仕様書P2 ～4	動画の新規制作にあたり、参考となるような過去の実績・動画などは無いか。	県公式YouTubeチャンネル「サイタマどうが」に県が過去に制作した既存動画を掲載していますのでご参照ください。 県公式YouTubeチャンネル「サイタマどうが」 URL: https://www.youtube.com/@prefsaitama
3	仕様書P1 ～2 5 (1)イについて	動画制作について、①制作方針・コンセプトを提案すると思いますが、現在いただいている以外に動画の概要はございますでしょうか(たとえば「埼玉県の魅力」については具体的に埼玉県の何について魅力を伝えたいか、「埼玉県バーチャルユースセンター」ではバーチャルユースセンターの認知拡大を目指したい、など)。	現時点では「埼玉県の魅力」「埼玉県バーチャルユースセンター」等の大枠のテーマ以上に、具体的な訴求内容や詳細な方向性については現在各担当部門で精査中であり、現時点で提示できる情報は仕様書等に記載している内容のみとなります。なお、具体的な動画の内容や訴求したいポイントについては、受託事業者決定後、契約の中で各担当課と協議のうえ、県から詳細をお示しすることを想定しています。
4	仕様書P1 ～2 5 (1)イについて	動画の制作対象事業について、(ア)～(エ)でお示しいただいたように大枠でのテーマの記載とご担当課の記載ありますが、具体的にどのような内容を発信していく予定でしょうか。現時点で想定している内容をご教示ください。	具体的な動画の内容については、現在各担当部門で精査中であり、受託事業者決定後に、各事業の県担当課と協議のうえ制作していくことを想定しています。 そのため、現時点では、発信内容の詳細や具体的な訴求ポイントまで確定しているものではありません。 なお、具体的な動画の内容や重点的に伝えたい点については、受託事業者決定後に、各担当課と協議のうえ、県から詳細をお示しする予定です。
5	仕様書P1 5(1)イ (ア)について	(ア)埼玉県の魅力の動画の内容は受託後の協議となり、今回は評価の対象外という認識で良いか。もしくは、今の段階でテーマが決まっていれば教えてください。	(ア)埼玉県の魅力の動画の内容は、受託事業者決定後に協議のうえ検討・制作する予定です。 そのため、現時点で具体的なテーマは確定しておらず、今回の評価の対象外という認識で差し支えありません。
6	仕様書P2 5(1)イ (ウ)について	(ウ)男性DV被害について明確なターゲットはあるか	性別を問わず広く県民に向けた広報であり、特に若年・ファミリー層をターゲットとして想定しています。

No	仕様書等 該当頁	質問	回答
7	仕様書P2 5(1)イ (エ)につ いて	(エ)バーチャルユースセンターは小学生から大学生まで対象となつて いると思うが、その中で対象年代を絞る予定はあるか	現時点で、対象年代を絞ることは予定していません。
8	仕様書P2 5(1)ウに ついて	配信期間が8月の2週間で同時期となっているが、時間帯の指定はあ るか。また、コンビニのサイネージを使用する際、2事業の動画は連続 の放映が良いか、同じ期間で異なる時間帯(朝と夜など)の配信となつ ても良いか。	時間帯の指定は特にありません。 また、コンビニエンスストア店内のデジタルサイネージを使用する場合 は、配信時期が同一期間内であれば、2事業の動画を連続して放映す ること、あるいは同一期間内で異なる時間帯(例:朝・夜)に分けて放映 することのいずれも可能です。 各事業のターゲット層により効果的に訴求できる方法をご提案くださ い。
9	仕様書P2 ~3 5 (1)ウ、5 (2)につ いて	放映する動画毎に広告枠を用意する想定となるか(駅前大型ビジョン では4事業を放映するので4枠、埼玉高速鉄道では毎月2本ずつ放映す るので2枠など)。或いは、1枠で複数動画を交互に放映(テレコ掲出な ど)する想定か。	広告枠の設定については、仕様書の内容に基づき、以下の考え方を 想定しています。 仕様書5(1)については、同項ウに記載のとおり、各媒体ごとに放映す る動画を指定しています。そのため、8月の2週間において、同時期に 指定された動画が放映できる広告枠を用意してください。 また、仕様書5(2)については、9月から2月上旬までの期間におい て、毎月2本ずつ動画を放映できる広告枠を用意してください。 なお、指定された動画が放映できることを前提として、1つの広告枠の 中で複数の動画を交互に放映する方法(いわゆるテレコ掲出)とするこ とも可能です。
10	仕様書P3 5(2)につ いて	埼玉高速鉄道の車内ビジョンについて。乗り入れ路線走行中は放映せ ず、埼玉高速鉄道の区間内(浦和美園~赤羽岩淵間)配信のみで良 いか。	乗り入れ路線走行中も放映してください。

No	仕様書等 該当頁	質問	回答
11	仕様書P2 5(1)エに ついて	動画毎、媒体毎を掛け合わせた全てのパターンで効果検証が必要か。	<p>動画ごと、媒体ごとを掛け合わせたすべてのパターンについて、個別に詳細な効果検証を実施することまでは求めていません。</p> <p>仕様書5(1)エに記載のとおり、各媒体における放映前後の認知度比較を基本としつつ、制作した各事業動画について媒体ごとの特性と相性を分析し、動画ごとにどの媒体で最も高い効果が期待できるか、また効果が相対的に低かった場合の要因を明らかにすることを求めています。</p> <p>そのため、統計的に有意なサンプル数を確保したうえで、媒体別の効果やターゲット層への情報到達状況を把握できる分析を行い、クロス集計や要因推定等を用いて傾向を整理・報告することを想定しています。</p> <p>具体的な検証手法や分析の切り口、検証単位については、仕様書の趣旨を踏まえ、受託事業者からの提案を基に県と協議のうえ決定することとしています。</p>
12	仕様書P3 5(2)につ いて	<p>埼玉高速鉄道で流す、計8本(デジタルサイネージ広報事業で制作した動画以外の8本)の動画について「制作方針・コンセプト」を提案する必要がありますでしょうか。提案する必要がある場合、制作する動画の概要、テーマは仕様書P1、5業務の概要「(1)デジタルサイネージ広報事業」の「イ動画制作対象事業」のうち、(ウ)男性のDV被害、(エ)埼玉県バーチャルユースセンターの2つについてでしょうか。</p>	<p>埼玉高速鉄道の車内ビジョンで放映する計8本の動画(デジタルサイネージ広報事業で制作する動画以外)についても、制作方針・コンセプトの提案は必要です。</p> <p>提案いただく制作方針・コンセプトは、デジタルサイネージ広報事業業務および電車内ビジョン広報事業業務を通じた全体的な考え方を想定しています。</p> <p>なお、制作方針・コンセプトについては、両事業をまとめて一体的に提案する方法、または事業ごとに分けて提案する方法のいずれでも差し支えありません。</p>
13	仕様書P3 5(2)イに ついて	「これらの動画は、新規制作に加え、既存動画の再編集によるものを含めて構成するものとし～」と記載がありますが、具体的に、再編集可能な既存動画はどのようなものでしょうか。対象動画をご教示ください。	<p>再編集可能な既存動画については、現時点で具体的な対象動画は決まっておらず、現在県が保有する既存動画の整理・検討を進めている段階です。</p> <p>受託事業者決定後、県が保有する既存動画等を提示する場合は、活用可否や再編集の内容について調整・協議のうえ決定することを想定しています。</p>
14	仕様書P3 ～4	再編集する既存の動画を事前に確認できないか。(いただける素材は、完パケ(文字や音が入っている動画なのか)or素材(文字や音が入っていないもの)?)	<p>再編集対象となる既存動画については、現時点では具体的な対象動画が確定しておらず、事前に内容をご確認いただくことはできません。</p> <p>現在、県が保有する既存動画の整理・検討を進めている段階です。</p> <p>受託事業者決定後に、対象となり得る既存動画をお示したうえで、完パッケージ動画(文字や音声が入っているもの)か、編集用の素材(文字・音声が入っていないもの)かを含め、提供可能な素材の内容や再編集可否について、県と協議のうえ決定することを想定しています。</p>
15	仕様書P3 5(2)ウに ついて	「SRの車内ビジョンで9月～2月上旬まで毎月2本ずつ放映。」とあるが、実施する期間は何週間の想定となるか。毎月2週間で合計12週間ということか。	「SRの車内ビジョンで9月～2月上旬まで毎月2本ずつ放映」については、9月から2月上旬までの26週間、全期間2本ずつ放映する想定です。

No	仕様書等 該当頁	質問	回答
16	仕様書P3 5(2)エについて	埼玉高速鉄道の車内ビジョンは動画12本を「9月～2月上旬まで毎月2本ずつ放映。」するが、インターネットアンケート調査も毎月行う想定となるか。	インターネットアンケート調査については、毎月実施することを必須としているものではありません。 仕様書5(2)エに記載のとおり、車内ビジョン放映前後での認知度比較を基本とし、長期間放映したことによる効果、コスト面等を含めた比較検証を行うことを要求しています。 そのため、調査の実施時期や回数、分析方法については、統計的に有意な結果が得られることを前提に、受託事業者からの提案を基に県と協議のうえ決定することとしています。
17	仕様書P4 7(1)について	「動画制作にあたり、各事業の県担当課と制作スケジュールや動画内容等について調整を行うこと。」とあるが、事業毎の希望によってアニメーションや実写など動画の表現方法をばらけさせなければならない可能性はあるか。その際のクオリティ統一は必要か。	動画の表現方法(アニメーション、実写等)については、各事業の県担当課と協議のうえ制作することを想定しています。そのため、各担当課の意向を尊重した表現方法の対応を行っていただきたいと考えています。 また、仕様書6(1)に記載のとおり、一貫性のある映像展開を求めていることから、全体としてのクオリティについては統一されていることが望ましいと考えています。